

第 19 回長野県シニア市町村対抗ゴルフ大会

開催日 2019年5月29日(水)

開催コース 大浅間ゴルフクラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は、競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので、必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「**一般の罰(2罰打)**」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

(a)アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. 異常なグラウンド状態(動かさない障害物)(規則 16)

(a)修理地

(1)青杭を立て、かつ白線で囲まれたエリア。

(b)動かさない障害物

(1)排水溝

(2)距離表示用の人工のヤーデージマーク(距離表示用の樹木を除く)

(3)複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの障害物として扱われる。

(4)動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

(5)黄黒の縞杭

3. ペナルティエリア(規則 17)

(a)イエローペナルティエリアは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。

(b)レッドペナルティエリアは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。

4. プレー禁止区域

(a)すべての修理地。

(b)電磁誘導カート用の2本の軌道(全幅を以ってカート道とする)は、プレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害から罰なしの救済を受けなければならない。

5. 保護フェンス

保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 16.1 により処置するときは、その障害物の中や下、上を通さずに救済のニアレストポイントを決めなければならない。

6. クラブと球の規格

(a)ストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b)ストロークを行うために使う球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていないと認めなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:**失格**

6. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。このローカルルールの違反に対する罰:**失格**。

7. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a)即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレー即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない。委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。このローカルルールの違反に対する罰：**失格。**

(b)通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、dに従って処置すること。

(c)プレーの中断と再開の合図

即時中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

通常の中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

注：即時中断か通常の中断かについては、同伴キャディに無線にて通報する。

プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

8. 練習

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストローク行うこと。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストすること。

9. 目的外グリーン

Closed の表示のある目的外グリーンは、規則 13.1f に基づいて救済を受けなければならない。

この救済を受けるために使う救済エリアを見つけるとき、目的外グリーンには、グリーンの縁から1クラブレンジス以内の区域を含む。

競技の条件

1. プレーの条件

(a) 18ホールズストロークプレー

(b)使用ティイングエリア : バックティ(青コンペティションマーク)

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)

3. タイスコアの順位

マッチングスコア方式とし、マッチングスコアカードの対象は10-18番とする。

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
2. 練習グリーン及びバンカー練習場を除く指定練習場での練習は、備え付けの球を使用して行うこと。また、別添の時間割表を厳守して行うこと。練習は1人1コイン(20球)とする。
3. スタート時間の10分前には、必ずティインググラウンド周辺に待機すること。
4. 所定の場所以外での喫煙は禁止する。またマッチの使用も禁止する。
5. スマートフォン・携帯電話のコース内での使用を禁止する。
6. 選手・大会役員以外のコース内立ち入りを禁止する。

距離表 松グリーン

ホール	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	計
パー	4	3	4	4	5	4	3	5	4	36
距離	421	155	350	407	489	374	131	559	354	3,240

ホール	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	計	合計
パー	5	4	3	4	4	5	3	4	4	36	
距離	539	369	154	334	366	512	185	346	337	3,142	6,382